



「美山の秋」(切り絵)
森口 榮治郎さん(梅逕)の作品

下京みゅーじあむ

写真、絵、書、短歌・俳句などを募集しています。区民の皆様様の自慢の作品をお寄せください。

▼写真 四つ切以下の作品 ▼絵 官製はがきの裏面に描いたものも可
▼短歌・俳句 作品にはふりがなをふってください
▼注意事項 掲載された方に、記念品を差し上げます。作品は下京区民による自作の未発表作品に限り、原則として返却しません。

応募方法 住所氏名・電話番号・年齢を記入した紙を作品に添付のうえ、〒600-8588 下京区役所総務課「下京みゅーじあむ」係(☎371・7164、FAX351・4439)まで。

笑顔ひろがる京都の祭 ～“進化”から“深化”へ～

環境問題に取り組むKYOSENSEプロジェクトが第6回に発定(写真は風呂敷の普及活動の様子)



日時 ①10月10日(土)午後1時～6時
②11日(日)午前11時～午後8時30分
場所 ①京都駅ビル(室町小路広場、大空広場、ホテルグランヴィア京都前広場)
②平安神宮、岡崎公園一帯

学生が企画から運営までを行う「学生のまち・京都」ならではの祭りです。「京都のまちをさらに笑顔や活気あふれるまちにしていきたい」という想いを込めて、1日目は、京都の伝統的なエコの知恵や次世代のライフスタイルを楽しむ学べるKYOSENSE博、全国学生音楽コンテストが開催されます。2日目には、おどりコンテスト、縁日、体験型ブース、親子で体を動かして遊べる企画など、盛りだくさんのイベントが行われます。

☎ 京都学生祭典実行委員会(☎353・9432) ※月曜日を除く

学区体育祭の日程



さわやかな秋空の下、
体を動かし、
いい汗流そう

学区	開催日	場所
郁文	10月11日	洛友中学校
格致	10月4日	元格致小学校
豊園	10月11日	洛央小学校
開智	10月11日	学校歴史博物館
淳風	10月11日	淳風小学校
醒泉	10月11日	醒泉小学校
修徳	9月27日	元格致小学校
有隣	10月11日	元有隣小学校
植柳	10月4日	植柳小学校
尚松	10月11日	下京中学校
稚松	10月11日	六条院小学校
菊浜	10月11日	菊浜グラウンド
安寧・梅逕	10月11日	元安寧小学校
大内	10月11日	梅小路小学校
光徳	10月4日	光徳小学校
七条	10月11日	七条小学校
七条第三	10月11日	七条第三小学校
崇仁	9月20日	崇仁小学校
西大路	10月11日	西大路小学校

けすぞう君の防災 Q&A 早く気付いて命を守る！



こんにちは、けすぞう君です。
今回は、住宅用火災警報器についてお話しします。

住宅用火災警報器は、火災による煙や熱を自動的に感知し、警報音や音声で火災の発生を早期に知らせてくれます。平成16年の消防法の改正などにより、新築住宅は平成18年6月1日から、既存住宅は平成23年6月1日からの設置が義務付けられています。

Q なぜ、設置する必要があるのですか。
A 京都市の火災による死者は、ほとんどが住宅火災によるもので、そのうち8割強の方が「逃げ遅れ」により亡くなっています。住宅用火災警報器で早く火災に気付けば、逃げ遅れが防げるだけでなく、小さな火のうちに消火活動を行うことで被害の軽減が図れます。既存住宅にお住まいの方も、ぜひお早めに設置してください。

Q どのような種類がありますか。
A 煙を感知して知らせる煙感知式と、熱を感知して知らせる熱感知式があります。
●煙感知式…寝室、階段、台所すべてに取り付けることができます。

※火災を早く発見するには、煙感知式が適しています。

●熱感知式…概ね65℃になると警報音が鳴ります。通常は、煙感知式より感知するまでに時間を要します。(台所が狭いなどの理由で、調理時の煙や蒸気が滞留する場合によっては熱感知式にすることが出来ます)

Q 耳が聞こえにくいのですが…

A 耳や目の不自由な方は、光や音の出る補助警報装置を増設することが出来ます。また、自ら避難ができない方は、玄関先に警報ブザーを設置することで、ご近所の方に助けを求めることが出来ます。

地域で共同購入をしましょう

京都市では、自主防災会による住宅用火災警報器の共同購入を推奨しています。共同購入には、次のようなメリットがあります。

- ① 個別の購入よりも、安価に購入できます。
- ② 地域ぐるみの購入で、悪質訪問販売の心配もありません。
- ③ 自分で設置が困難な高齢者世帯の方などは、取付け支援が受けられます。

みんなで購入！みんなで設置！
みんなが安心！
住宅用火災警報器

☎ 下京消防署(☎361-4411)

母子家庭自立支援給付金

～高等技能を修業する場合の給付金が改正されました～

市内在住の母子家庭の母を対象(所得制限あり)に、就業に向けた能力開発を目的として、次の場合に給付金を支給しています。

▶厚生労働大臣指定教育訓練講座を受講の場合
受講費の20%(上限100,000円、下限4,000円)を支給。(所得制限あり)

必ず受講開始前に申請してください。

▶看護師、介護福祉士、保育士、作業療法士、理学療法士の資格取得のため、2年以上のカリキュラムを修業する場合

修業期間の全期間に月額141,000円を支給。ただし、平成20年4月1日以降に修業を開始した方には、市民税非課税世帯の場合で月額141,000円の給付金と50,000円の修了一時金を、市民税課税世帯の場合で月額70,500円の給付金と25,000円の修了一時金を支給。(共に所得制限あり)

受講開始後に申請してください。

☎・申請 支援課母子担当(☎371-7218)

安心安全のまちかど

自転車の通る所



自転車は車の仲間です。道路(車道)の中央から左側部分の左端に沿って通行しましょう。

自転車の交通事故が年々増加し、交通ルールを無視した危険な乗り方や交通マナーの悪さが目立ちます。交通ルールを守って安全運転をしましょう。

☎ 下京区交通対策協議会(☎371-7170)